

委託業務総合評価落札方式試行要綱

(平成21年6月30日建管-891)

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県が発注する建設コンサルタント業務等委託業務について総合評価落札方式を試行するに当たり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、総合評価落札方式とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利な申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象業務)

第3条 総合評価落札方式の対象業務(以下「対象業務」という。)は、県が発注する一般競争入札又は条件付き一般競争入札に付す建設コンサルタント業務等委託業務で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 入札者が提示する専門知識や技術、創意等(以下「技術提案」という。)及び入札者の業務成績や業務実績、社会貢献等(以下「業務実績等」という。)と入札価格を一体として評価することが望ましい業務。

(2) その他契約担当者が必要と認める業務。

2 対象業務の選定は、入札審査会等(一般競争入札に付す業務にあつては入札審査委員会、条件付き一般競争入札に付す業務にあつては入札参加資格の設定の審議を行う入札審査会をいう。以下同じ。)が行うものとする。

(落札者決定基準)

第4条 落札者決定基準は、入札審査会等が決定する。この場合において、契約担当者は、地方自治法施行令の第167条の10の2第4項の規定に基づき、あらかじめ、秋田県入札制度適正化推進委員会(以下、「適正化委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

2 契約担当者は、前項の聴取の結果、適正化委員会から意見が提出された場合、その内容について入札審査会等に報告し、その取扱いについて諮るものとする。

(総合評価方式及び評価方法)

第5条 総合評価落札方式の評価方式は、当該業務内容の難易度により、次のとおり区分して採用する。

(1) 簡易型

技術的工夫の余地が小さい業務で、企業の実績、配置予定技術者の実績等を評価する。

(2) 標準型

評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待できる業務で、「簡易型」の評価項目に加え、技術提案等を評価する。

2 技術提案や業務実績等(以下「技術提案等」という。)の評価方法については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 評価の対象とする技術提案等については、当該業務の目的及び内容に応じ、必要な評価項目を設定し、各項目ごとに評価に応じて得点を与える。

(2) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。

3 価格及び技術提案等に係る総合評価は、入札価格に基づいて算定した評価点と技術提案等から算定した評価点を総合した評価点(以下「総合評価点」という。)をもって行う。

(入札公告)

第6条 契約担当者は、総合評価落札方式で発注しようとする場合は、入札公告において、一般競争入札又は条件付き一般競争入札に係る事項のほか、次のうち必要な事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価落札方式の適用業務であること
- (2) 総合評価落札方式に係る落札者決定基準
- (3) 総合評価に係る資料(以下「技術資料」という。)の内容及び提出日等必要事項
- (4) 落札者の決定方法
- (5) 総合評価の評価内容の履行の確保及び不履行時の措置
- (6) 総合評価落札方式に係るヒアリングの有無
- (7) その他必要な事項

(技術資料の提出)

第7条 入札者は、競争入札参加資格確認申請書及び確認資料(以下「確認申請書等」という。)の提出の際に、技術資料を併せて提出するものとする。

- 2 技術資料は、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、秋田県公共事業電子入札運用基準第9の規定により紙入札によることを認めた場合、又は第11の3の規定による場合にあっては、持参により提出させることができる。
- 3 技術資料の作成に要する費用は、入札者の負担とし、返却は行わないものとする。
- 4 提出期限後における技術資料の内容変更、差替え、再提出は認めないものとする。
- 5 技術資料の様式については、入札公告等において明示するものとする。

(技術資料の審査等)

第8条 技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合、技術提案等の妥当性について行うものとする。

- 2 前項の審査に当たっては、必要に応じて、入札者から技術資料についてのヒアリングを行うことができるものとする。
- 3 契約担当者は、第5条第1項(1)の簡易型における入札者の技術資料の審査については、開札後に、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、技術評価点は入札者の自己評価点を限度とし、審査後の技術評価点が自己評価点を下回る場合は審査後の評価点とする。
- 4 前項の審査の結果、総合評価点の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について前項の審査を行い、総合評価点の第1位の者が決定するまで同じ作業を繰り返すものとする。
- 5 契約担当者は、第5条第1項(1)の簡易型における入札者が1者であった場合は、技術資料の審査を省略することができるものとし、その場合は、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点をもって第1位の者とする。
- 6 契約担当者は、第5条第1項(2)の標準型における入札者の技術資料の審査については、入札参加資格の確認と併せてすべての入札者について開札前に行うものとする。

(落札者の決定方法)

第9条 契約担当者は、第5条第1項(1)の簡易型については、前条第3項に基づく審査後の総合評価点が最も高い者、又は前条第5項に基づく第1位の者を落札候補者とする。

- 2 前項において、落札候補者が2者以上であるときは、秋田県公共事業電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- 3 契約担当者は、前項の落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格について予め提出された確認申請書等により確認を行い、課(室)入札審査会(再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る業務にあっては地方入札審査会)の審議を経て入札参加資格の有無を決定する。
- 4 第5条第1項(2)の標準型に係る技術資料の審査及び採否の決定は部(局)入札審査会(再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る業務にあっては地方入札審査委員会)が行うものとする。この場合において、契約担当者は、第4条第1項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、適正化委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 契約担当者は、第3項で決定された者及び第4項の採否の結果総合評価点が最も高い者について、次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。
 - (1) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 - (2) 落札候補者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき
- 6 第3項において落札候補者が落札者としての資格を有しないことと決定されたとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者(当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者、また、該当する者が2者以上である場合は第2項の方法により決定された最上位者をいう)を落札候補者とし、前項の確認等を行うものとする。
- 7 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等)

- 第10条 前条第3項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、契約担当者は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書(秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱(平成20年3月17日付け建管2460号)に定める様式第4号)を速やかに通知する。
- 2 前項の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができるものとし、契約担当者は公告及び前項の通知においてその旨を教示するものとする。
 - 3 前項の期限内に説明請求があったときは、契約担当者は、速やかに入札参加資格の再確認を行い、前条第3項の入札審査会の審議を経て、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して3日(休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。
 - 4 前項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有するものとされた場合にあっては、当該回答において第1項の決定を取り消す旨を明らかにするものとする。
 - 5 第2項の期限までに説明請求がなかったとき又は第3項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第3項の決定は確定するものとする。

(提案内容の取扱い)

- 第11条 発注者は、提案の内容を公表しないものとする。ただし、落札者となった者の提案について、採用した理由の説明を求められた場合には、提案者の知的財産に関する部分を除き、他者に比べ優位な点を公表することができるものとする。

- 2 発注者は、提案者の承諾を得ることなく技術提案の一部のみを採用することはできないものとする。ただし、標準的な技術提案についてはこの限りではない。

(提案内容の履行の確保)

第12条 落札者の提示した技術提案等のうち審査会で認めたものについては、すべて契約書にその内容を記載し、その履行を確保するものとする。

- 2 落札者は、前項の技術提案等を履行しなかった場合、当該技術提案等の性質に応じ、再度の履行が可能であると認められるものについては再度の履行の義務及びその内容を、再度の履行が困難又は合理的でないと認められるものについては契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を、入札説明書等及び契約書において明らかにするものとする。

(評価結果の公表)

第13条 契約担当者は、技術提案等の評価結果について、「建設コンサルタント業務等の入札及契約過程の公表について」(平成20年10月29日付け建管1863号)により公表するものとする。

(苦情の申立)

第14条 入札に参加した者で落札者とならなかったものは、入札結果の公表を行った日の翌日から起算して10日(秋田県の休日を含めない。)以内に、書面により契約担当者に対して落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

- 2 契約担当者は、前項の説明を求められたときは、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含めない。)以内に、書面により回答するものとする。
- 3 前項の回答を受理した者で回答による説明になお不服があるものは、当該回答を受理した日の翌日から起算して7日(休日を含めない。)以内に、書面により知事に対して再苦情申立を行うことができる。
- 4 知事は、前項の再苦情申立がなされたときは、秋田県入札制度適正化推進委員会の審議を経て、書面により回答するものとする。
- 5 本条による苦情及び再苦情に係る処理手続については、「工事における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続きについて」(平成15年1月17日付け建管-2261)の例によるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めのないもので、入札契約に関するものは建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札等試行要綱(平成20年度3月17日建管-2460)によるものとする。

- 2 この要綱に定めのないもので総合評価落札方式の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成23年2月14日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。
附則（令和5年4月21日技管 - 48 一部改正）
- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。